

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 智節会
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 - 出資額限度法人 その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県南島原市深江町丙 540 番地 1
- (3) 設立認可年月日 平成 21 年 2 月 1 2 日
- (4) 設立登記年月日 平成 21 年 2 月 2 4 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	城野 健児	
理 事	城野 敦子	
同	城野 翔太	
監 事	西島 教治	

注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

診療所	しろの医院	長崎県南島原町深江町丙 540 番地 1	0 床
-----	-------	-------------------------	-----

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|------------|---------------------|
| 令和3年9月21日 | 令和2年度決算の決定 |
| | 令和3年度の役員報酬の年間限度額の決定 |
| 令和3年12月18日 | 社員及び役員辞任 |
| | 社員及び役員就任 |
| 令和4年7月21日 | 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| | 令和4年度の借入金額最高限度額の決定 |

法人名 医療法人 智節会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県南島原市深江町丙541番地1

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 7 月 31 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	133,469	I 流動負債	22,726
II 固定資産	41,487	II 固定負債	19,574
1 有形固定資産	21,142	負債合計	42,300
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	20,345	科 目	金 額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	105,656
		1 代替基金	
		2 その他利益剰余金	105,656
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	27,000
		純資産合計	132,656
資産合計	174,956	負債・純資産合計	174,956

法人名 医療法人 智節会 ※医療法人整理番号
 所在地 長崎県南島原市深江町丙540番地1

損 益 計 算 書
 (自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	163,051
2 事業費用	154,825
本来業務事業利益	8,226
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	8,226
II 事業外収益	32,960
III 事業外費用	0
経常利益	41,186
IV 特別利益	148
V 特別損失	301
税引前当期純利益	41,033
法人税等	10,981
当期純利益	30,052

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 智節会 ※医療法人整理番号
 所在地 長崎県南島原市深江町丙540番地1

財 産 目 録
(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額 174,956 千円
 2. 負 債 額 42,300 千円
 3. 純 資 産 額 132,656 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	133,469
B 固 定 資 産	41,487
C 資 産 合 計 (A+B)	174,956
D 負 債 合 計	42,300
E 純 資 産 (C-D)	132,656

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

〔決算様式 5〕

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 智節会
理事長 城野 健児 殿

私は、医療法人智節会の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 9月28日
医療法人 智節会
監事 西島 教治

